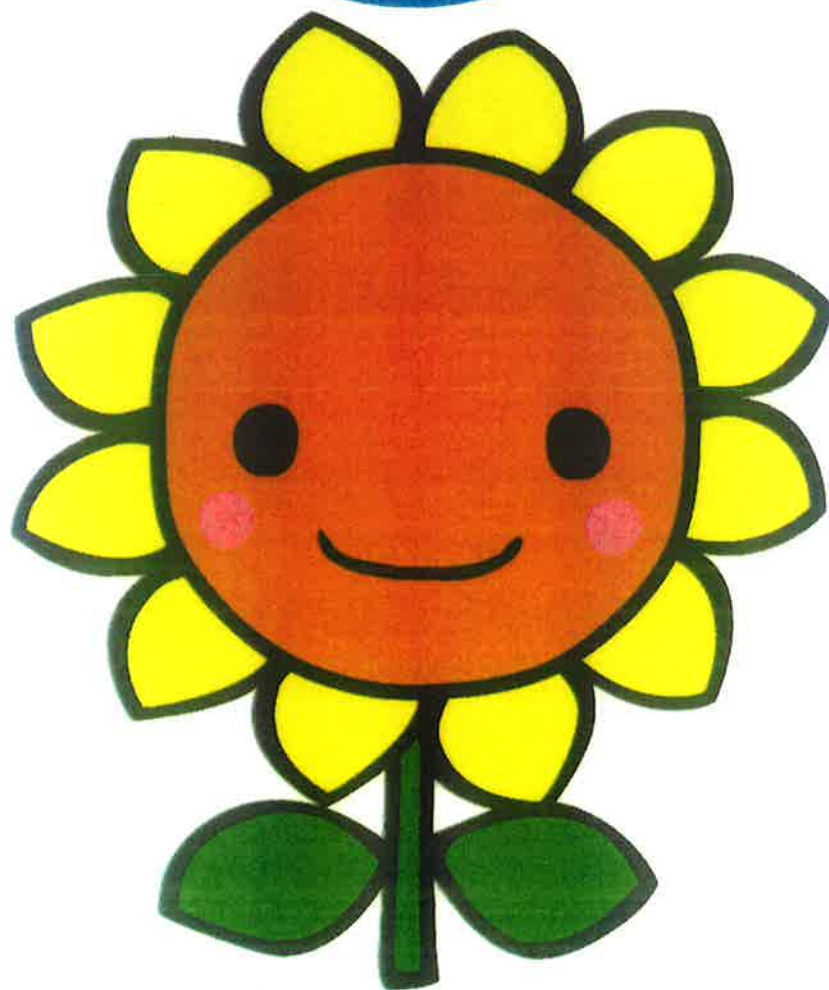


障がい児（者）相談支援事業所

ま

ぼ

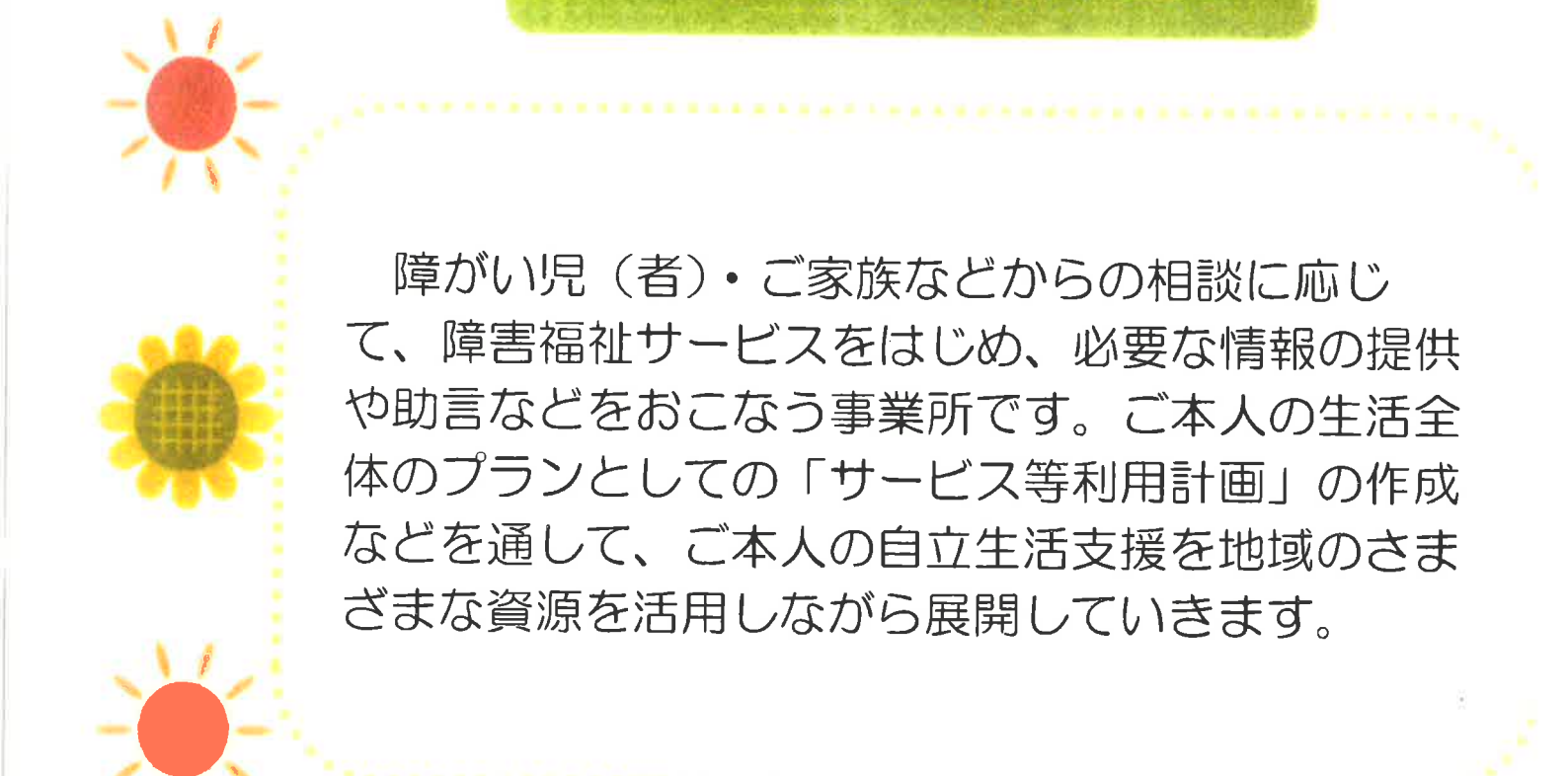
う



社会福祉法人 豊明会



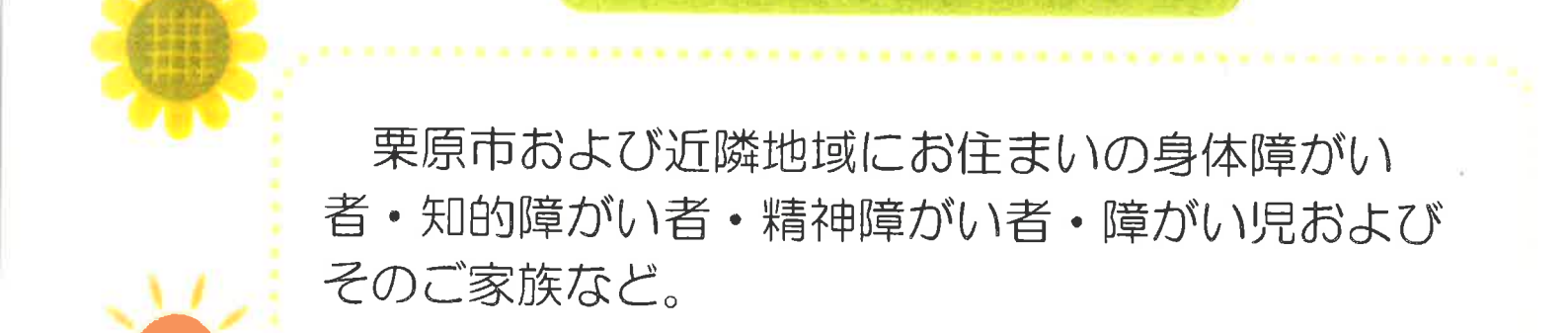
相談支援事業所とは



障がい児（者）・ご家族などからの相談に応じ
て、障害福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供
や助言などをおこなう事業所です。ご本人の生活全
体のプランとしての「サービス等利用計画」の作成
などを通して、ご本人の自立生活支援を地域のさま
ざまな資源を活用しながら展開していきます。



利用できる方



栗原市および近隣地域にお住まいの身体障がい
者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児および
そのご家族など。



「サービス等利用計画」作成の流れ

相談

契約

各総合支所市民サービス課から「サービス等利用計画案提出依頼書」を受け取り、相談支援事業所にお持ちください。

計画案の作成

相談支援専門員が、本人やご家族と話し合い、どのような支援が必要かを示したサービス等利用計画書を作ります。

支給決定

市から、サービスの量が示された障害福祉サービス受給者証が交付されます。

計画作成

支給決定された障害福祉サービスの内容に沿って、計画案の修正が行われ、「サービス等利用計画」の最終案が作成されます。

モニタリング

定期的にサービスの利用状況を確認し、必要な時は計画の見直しを行います。

＊アクセス＊



若柳インター、国道4号線を北上…約6分
国道4号線から右折…80m
ジオマテック第2工場、すぐ横 グループホーム藤の木 同一敷地内

【お問い合わせ】

社会福祉法人 豊明会
障がい児（者）相談支援事業所 きぼう

〒989-5164

宮城県栗原市金成金生 11 番地

TEL 0228-24-8922

FAX 0228-24-8923

アドレス kibou8921@grace.ocn.ne.jp

担当 瀬戸・岩渕

障がい児多機能型支援事業所 きぼう

＊児童発達支援

＊放課後等デイサービス

＊保育所等訪問